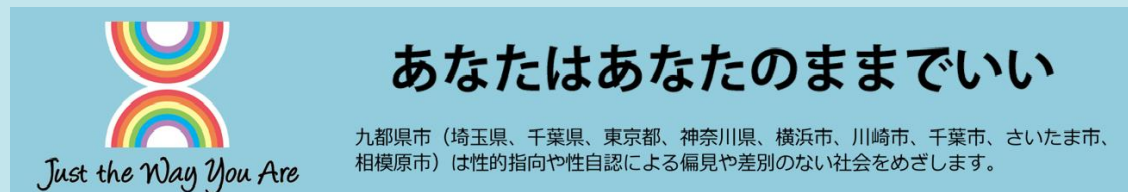


# さいたま市パートナーシップ 宣誓制度を開始します

令和2年3月26日 市長定例記者会見




# パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップである旨を宣誓した宣誓者に対して、  
「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付

## パートナーシップ宣誓書受領証

### 【表面】

 **パートナーシップ宣誓書受領証**  
Seitama City

さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

\_\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様  
年 月 日生 年 月 日生

宣誓日 年 月 日 第 号

さいたま市長

### 【裏面】

この受領証は、さいたま市として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力しあうことを宣誓したことを証するものです。  
この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

戸籍上の氏名 ※通称使用の場合

\_\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様  
年 月 日生 年 月 日生

---

特記事項

# 制度の趣旨

## 人権尊重社会の実現

一人ひとりを認め合い、互いを尊重しながら、個性と能力を発揮できる社会を目指す

さいたま市パートナーシップ宣誓制度

令和2年4月1日制度開始

# パートナーシップとは

## パートナーシップとは

- 双方又は一方が、性的少数者であること
- 互いを人生のパートナーとしていること
- 相互が協力して継続的な共同生活を行っていること  
又は行うことを約束していること

# 対象者・必要な書類

## 対象者

- ・ 成年であること
- ・ 市内に住所を有している又は市内への転入を予定していること
- ・ 配偶者がいないこと（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は現にパートナーシップの関係にある者がいないこと
- ・ 近親者でないこと

## 必要な書類

- ・ 住民票の写し
- ・ 戸籍抄本 など

■ 本人確認として、運転免許証やパスポートなどを提示

# 宣誓の流れ

## 宣誓日時の予約

- 電話・メール・FAXなどで予約

## 宣誓

- 宣誓者2人で来所
- 職員の面前にてパートナーシップ宣誓書に署名
- 宣誓書に必要書類を添えて提出

## 受領証の交付

- 提出書類の確認
- パートナーシップ宣誓書受領証を郵送にて交付

# 受付（宣誓）場所

さいたま市男女共同参画推進センター  
（愛称「パートナーシップさいたま」）

- ・ 大宮区桜木町1丁目10番地18  
シーノ大宮 センタープラザ3階

## ■ 受付（宣誓）時間

平日9時から17時15分まで  
（祝祭日、年末年始を除く）

